COPY

環循規発第 1801111 号

認　定　証

栃木県小山市横倉新田 520 番地
東京鐵鋼株式会社
代表取締役　吉原　毎文

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の４の４第１項の認定を受けた者であることを証する。

平成 30 年１月 11 日

環境大臣　　中　川　雅　治

記

１．認定の年月日　　平成 30 年１月 11 日

２．認定番号　　平成 30 年第１号

３．無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。）第２条の４第５号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　法施行令第２条の４第５号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又

COPY

は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　法施行令第２条の４第５号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの。（(1)に掲げるものを除く。）

４．無害化処理の方法

焼却（ロータリーキルン式ガス化焼却炉、固定床炉及び小型焼却炉）

５．無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

６．無害化処理の用に供する施設の設置の場所

青森県八戸市大字河原木字海岸４番 57、17 番６及び 19 番 12

COPY

7．無害化処理の用に供する施設の処理能力

イ　ロータリーキルン式ガス化焼却炉（炉内噴霧）

廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル処理物（廃油に限る。）

6.7 kl/日

ロ　小型焼却炉

ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物　322 kg/日

ハ　固定床炉

ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物　7.2 t/日

8．収集又は運搬の有無

有　・　(無)

9．積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管は行わない。

以上